

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 8 年 4 月 23 日

関 係 各 位

福島県警察本部警務部会計課長

公 告 日 及 び 番 号	令和 8 年 4 月 14 日 公告第 46 号
調 達 案 件 名	自動車（軽貨物）賃貸借
質 問 事 項	
<p>1 「自動車賃貸借契約書(案)」第 5 条(4)車両の交換 について 車両を交換する必要性が生じた時とはどういう場合を想定されているのか 例) リコール、事故等</p> <p>2 同第 13 条（苦情検討委員会からの要請等） について 「契約の執行を停止」又は「契約を破棄」となった場合の損害は賠償してもらえるのでしょ うか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 甲が善良な管理者の注意をもって管理の上で運用中に「修理で対応できない故障などが発生 した場合（修理に長期間を要する場合を含む。）」を想定しています。</p> <p>2 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請または提案を受けた際に、その内容に応じて対応 を協議することとなります。</p>	